

第4号議案

スポーツ仲裁に関する規則の制定について

スポーツ紛争等の解決のためのスポーツ仲裁に関する規則を定めようとするものである。

◎提案理由

スポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルール
の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することに
関し規則を定めるものである。

公益財団法人群馬県スポーツ協会 スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人群馬県スポーツ協会が開催するスポーツ振興事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月16日から施行する。